

委員提出意見

目 次

1	有 塚 委 員	1 頁
2	牛 尾 委 員	4 頁
3	梅 津 委 員	7 頁
4	岸 委 員	8 頁
5	小 島 委 員	10 頁
6	小 林 委 員	11 頁
7	品 川 委 員	14 頁
8	鈴 木 委 員	16 頁
9	館 本 委 員	17 頁
10	松 崎 委 員	19 頁
11	松 下 委 員	21 頁
12	水 谷 委 員	23 頁
13	峰 島 委 員	24 頁
14	門 傳 委 員	26 頁
15	和 田 委 員	27 頁

1. 総 論

(1) 論点の整理の仕方について

- ① 農協の果たしてきた役割や現状に至った経過などを踏まえながら、自主的な改革にむけて、建設的な研究・検討をお願いしたい。また、抽象的な議論でなく、ある程度具体的な事例にもとづいて議論をしないと、現実的な検討にはならないのではないか。

(2) 農協を巡る社会・経済環境が変化する中で農協のあり方について

- ① 農業から遊離した農協であってはならない。農協の使命は、いうまでもなく、地域農業の振興と農家の所得向上にある。また、その活動を通じて地域社会への貢献を果たすことにある。農家は、農協を利用することにより、農産物は有利に販売でき、生産資材はより廉価に購入できる、と言うことを期待している。そのために、地域農業のヴィジョンを示し、各農家をサポートするための農協の営農指導事業はきわめて重要。農協がどのような事業・取り組みをするにしても、営農指導事業を通じての組合員と農協との信頼関係が基本となる。

2. 各 論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産流通体制の見直し

- ① 地産地消については、生産者・消費者にとっても大事なことだ。本道においても、朝市等のほかAコープにも地元産品を直売するインスタショップを設ける取り組みを行なっている。しかし、北海道で生産する農産物は、地元での消費量を大きく上回っており、府県への移出が基本となっている。農協や連合会において、市場・量販店・生協関係者などとの懇談会の機会を設け、末端ニーズの把握に取り組んでいる。一部の農協では、アンテナショップを開設しているところもある。消費者の意見やニーズは、生産者部会の活動や日々の営農指導を通じて生産者へ伝達し、市場性の高い農産物の供給に努力している。
- ② 販売事業、特に相対取引の分野では、均質でロットの大きな取引が要求される。産地と量販店とのパイプ役として、市場調査や債権回収等に果たす連合会の役割も評価すべきだ。

- ③ 安全・安心システムとしては、トレーサビリティの早期確立が重要であり、すでに生産履歴の記帳に取り組んでいる。
- (2) 消費者・組合員の期待に応える健全な農協経営の確立
(組織・事業の効率化、スリム化等)
- ① 健全経営という視点からは、赤字部門は解消するというのが原則だ。そのため、支所施設の統廃合やAコープ（生活店舗事業）の分社化等に取り組んでいる。商圈が少なく地理的にも不便な農村部では、地域住民も含めて農協は社会的なインフラである。単に採算が合わないから撤退と言うことにはならない面が多い。
- ② 「営農コンサルタント会社化」という意見もあるが、他の部門は会社化しても、この部門は農協の背骨であり、会社化すれば、農協の意味がなくなる。営農指導事業は技術指導でなく、個別農家の相談業務はもとより、地域の振興作物の推進や農業資源（農地・労働力）の調整、支援業務、生産者部会の運営事務など総合的な役割を果たしている。
- ③ 生産資材のコスト低減は大きな課題と認識している。この分野では商系との競争が激烈であり、農協はプライスリーダーの役割を果たしている。また、輸送コストがかかる等地理的な不利な組合員でも、同一のサービスを提供するのが農協の責務だ。肥料の分野では、土壌診断・施肥設計など営農指導事業と連携した資材事業として展開している。価格のみでなく関連情報の付与が必要だ。
- ④ 資材の大口取引者への割引制度については、すでに導入している。実施基準等について、組合員のコンセンサスを得ながら推進することが重要だ。
- (3) 農協と農林水産行政との関係
(市場における公平な競争条件の確立、行政代行的な業務、補助金交付の実態の検証 等)
- ① 『独占禁止法の適用除外』については、誤解があるのではないか、どこに問題があるのか、違和感を感じる。農協の事業は、共同販売・共同購買、出荷調整などのシステム基本となっており、なくなれば農協の存在意義にかかわる。販売事業一つをとっても、流通の太宗をしめる市場流通に対しては、一元集荷・多元販売が基本となっており、共同計算は不可欠だ。生産資材も予約購買がコスト低減に大きく寄与している。

- ② 現場の感覚からすれば、農村部の事業に参入できづらいというのが理解できない。生産資材でも現場では激しい競争にさらされており、ガソリンスタンドも同様だ。制度的に参入できない点を明確にして議論すべきだ。

- ③ 細かなことを言えば、他の企業に比べ調査ものが多い。農政の説明事務も多いのではないか。

1 総論

(1) 論点の整理の仕方について

私個人としては、事務局が出された「農協系統の現状と課題(案)」24ページの整理で良いと思っている。

ただ、検討の時間は限られており、各論点の軽重は異なる。従って今後残された会合のなかで(4~5回)事務局が農協改革の「ヘソ」と思われる部分に論点を絞っていただければ幸いである。

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化する中での農協のあり方について

①農業者に対して、営農と生活に関わる各種サービスを総合的に提供する組織は、農協だけである必要はない というのが私の基本的な考えである。

②私個人としては、農協が目指すものは、「Ⅰ. 農業者(組合員)の生活向上すなわちその経済的・社会的・文化的地位の向上と農業の競争力強化」と「Ⅱ. 環境・消費者・地域社会との共生」と考えている。

③いま農協が国民から強く求められているのは、

- ・競争原理の導入(消費者志向、コストダウン、行政依存からの脱却)
- ・安全・安心の確保
- ・改革のスピードアップ
- ・経営の透明性

であろう。

④農協側委員のいうように、農協の自主改革の姿勢は尊重したい。そのためには、農協側は改革の具体的なスケジュール=工程表をすみやかに提出し、それに則って改革を進めるべきであろう。

現在のような進捗状況では、農協サイドの改革は社会経済環境の変化には全く対応できていない。遅くとも来年度中までに、目に見える形で実効性ある改革を実施してほしい。

隣国の韓国では、すでに1981年に農協組織が2段階改編となったのをはじめとし、農協みずから積極的に改革に取り組んでいるように見受けられる。組織形態においても韓国から20年以上の遅れをとっているという現実を、日本の農協関係者はどうとらえているのだろうか。

2 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産

・流通体制の見直し

①農家→JA→JA経済連→JA全農→卸売り業者→小売店→消費者

→県本部→量販店・生協

という流通システムの簡素化が不可欠。

また、原料・資材などのJA全農→JA経済連→JA→農家という流通システムも当然簡素化されるべきである。

②さらに、販売ルートの多角化（農協の系統利用販売以外のルートの開拓）も必要。

第1回会合で私の体験（東北郵政局とある郵政局とのゆうパック相対取引が相手側農協のクレームで駄目になった件）を話したが、農協みずからが販売機会をつぶしているといえる。消費者のニーズが多様化・高度化しているなかで、これまでのような系統利用販売だけでは対応は難しい。

③「農協ならでは」とか「農協だけが」できるシステムの確立を、安全・安心の部分でできないだろうか。流通・消費者側委員も指摘しているが、責任ある立場としての農協の果たす役割と責任は大きい。さらに、農業への参入に対しても、農協の優位性の創出になる。

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立

(組織・事業の効率化、スリム化 等)

①農協にまず求められるのは、すみやかな経営情報の開示である。

健全経営のため、きちんとした会計制度と経営財務情報の開示が必要であり、それによって農協事業の見直しや株式会社化、全農子会社の整理、農協系統要員の適正化も可能となる。

②農協経営の最大の問題点は「人」である。

共同組織課が作成された「農協系統の現状と課題（案）」の7ページ～9ページを見ると実務に精通している常勤役員の専任＝経営のプロが農協には欠けていることがみてとれる。

また、いま農協に一番求められているのは消費者ニーズに対応した営農指導であるが、

それは農協の既存の人材だけでは無理であろう。マーケティングや販売促進、広告宣伝の分野の専門家が必要となってくる。

従って、農協における外部の人材の活用と職員の再教育を要員適正化と並行して行うことを提案したい。

(3) 農協と農林水産行政との関係

(市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務・補助金交付の実態の検証 等)

今回の本研究会の論点では、市場原理の導入による農業の競争力強化の視点は余り見られない。確かに市場原理の導入による急激な変革は痛みを伴うが、この問題は避けて通れない。

これまでの過度ともいえる行政の保護が、日本の農業の（そして農協の）自助努力を削いだことは否めないし、互いのもたれ合いの構図を作ってしまった。

農協も行政も、「農協でなければできないこと」「行政でなければできないこと、行政がやらなければならないこと」をすればよく、それ以外は民間企業による自由な競争に基本的には任せればよい。

最後に、農協改革は2段階制の系統組織になることにより、

- A. 全中、全農の強大化による日本農業の寡占化
- B. 単協間の競争と連携による日本農業の活性化

のどちらを目指そうとしているのか。

私たち国民は B の方向を期待しており、そうした農協改革をサポートしていきたい。

平成14年4月の『「食」と「農」の再生プラン』では、消費者に軸足を移した農林水産行政を進めますとの副題がある。

農協改革も、環境・消費者・地域社会と共生する、競争力ある日本農業の創造 を目指してほしい。

1. 論点を整理して議論する

1) 量的確保の安全

ア) 戦後、食料不足の時の考え方で長くやってきたことの反省。

イ) 農協ができる最たるものが、量の確保。

2) 食べ物としての安全

ア) 農協の組合員を、意識で分けることができるか。

(平等論の弊害、農業に依存して生計を立てている農家の減少)

イ) 法人等地域で先進的に販売や生産を行なっている人達を取り込めるか。

2. 販売の多様化を速やかにおこなうには

1) 販売の多様化を何で行なうか

ア) 販売先の多様化

イ) 販売品目の多様化

ウ) 食べ物としての多様化 安全性 おいしさ 形状
量的確保

2) 前記1)を行なうにあたって

ア) 農家のやりたいこと、やっていることを的確に把握し販売を行なう

イ) 生産部会の中から、販売する方法や販売先に応じた同じ考え方を
持っている人達で販売部会を作る。

つまり、消費者にあわせた作り方を行なう仕組み作り。

3) 農協と組合員による販売会社の設立

ア) 外部から新たな人材が起用しやすい

イ) 販売で大事なすばやい判断がしやすい。

3. 農協と行政とのかかわり

1) 営農指導の弱体化

ア) 農協合併の弊害

イ) 兼業農家の増大で、生産に対する意欲の減退、ここを平等論で捕ら
えるのが無理がある。営農指導をどこにあわせてよいか難しくなっている

1. 総論

(1) 論点の整理の仕方について

期限付きで短期間に結論を出さなくてはならないのだから、取り上げるべき論点をできるだけ明確に示す必要がある。その意味で各論の(1)は「農産物の生産・流通体制」一般ではなく、農協の体制に絞るべきではないか。「生産・流通体制」一般となると、日本農業全体のあり方を論じるようなことにもなり、それはそれで有意義なことではあろうが、本研究会の場合、議論が拡散しすぎるのが懸念される。

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化中での農協のあり方について

この点については、私自身も加わった農協系統の事業・組織に関する検討会が平成12年11月に取りまとめた報告「農協改革の方向」がある。同報告以後に起きた変化の中で特に付け加えるべきは、相次いで発生したBSE、偽装表示、農薬汚染等の事件により、食に対する消費者の信頼が決定的に低下していることである。そうした状況下で農協のあり方について改めて議論するとすれば、座長から「各論」として示されたテーマを具体的に取り上げるのが近道だが、全体を通じて最も肝心なことは、法律や制度以上に農協役職員の意識改革と情報の開示（国民による共有化）であると考えている。

2. 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

先に述べたように、「生産・流通」一般についての議論は本研究会にふさわしくないので避けるべきである。ここでは「安全・安心」を求める消費者に農協がどう応えようとしているか（あるいは、応えていないか）を中心に議論してはどうか。言い換えれば、食に対する信頼回復のために農協のなすべきことは何か、である。例えば、自給率向上を国民に訴えるのであれば、農協（関連会社を含む）は飼料原料などやむを得ないものを除き輸入農産物を取り扱うべきではない。また農協は環境保全型農業の推進を掲げ、トレーサビリティ・システムの導入も進めているが、系統全体にどこまで徹底しているのかを、具体的に国民の前に明らかにする必要がある。

(2)消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立（組織・事業の効率化、スリム化 等）

ここで「消費者の期待」を掲げると(1)と議論が混乱しかねない。(2)は農協内部の問題に絞り、「組合員の期待」に応える農協運営（「経営」より広い意味での「運営」）とは何かについて議論したい。農協の主要事業のうち信用事業については既に農協改革2法に基づく「自主ルール」が動き出しており、ひとまず体制は整備されたと考えてよいから、今回は法律になじまないとして農協自身の努力にゆだねられた営農・経済事業の改革が主要テーマとなる。基本的には先の検討会報告が示した方向を確実に具体化することが肝要だが、信用事業に比べると立ち遅れていることは明らかである。これについては農協自身が検討機関を設けて改革の方策を議論しているので、まず農協の目指す事業・組織改革の方向とこれまでの達成状況について聴取することから始めたらよい。

(3)農協と農林水産行政との関係（市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務・補助金交付の実態の検証 等）

カッコ内に例示された3つの問題を「行政との関係」と一括してよいかどうか、若干の疑問は残るが、取りあえずこの整理に従う。「公平な競争条件」については、前回の会合でも述べたように伝聞等ではなく具体的な事実に基づいて議論する必要がある。一方、民間機関であるはずの農協による「行政代行」は農協の発足当初からのことであり、「補助金交付」とも表裏一体の関係にある。そういう状態が続いてきたことは、農協が政治力を発揮したからでもあるが、現在でもコメ行政がそうであるように、行政がそれを望んだという面もあるだけに、農協の責任を問うだけで済むことではない。昔から「もたれ合いを排し、農協の自己責任体制を確立する必要がある」としばしば言われながら、それが実行されてこなかったのはなぜか、という点にまで踏み込まないと、問題の解決にはならないだろう。ちなみに先の検討会報告では「行政と民間の役割分担を明確にし、行政の透明性を高めていく観点から、今後、農協系統の自己責任経営体制を前提とする行政に移行していく必要がある」とし、さらに「行政は制度の企画・運用と検査を基本とし、法令にない規制を通達で創設するような方式は廃止していく必要がある」と述べている。

1 総論

(1) 論点の整理の仕方について

「アグリビジネスとの公平な競争条件の確立」は不要。

補助金依存体質からの脱却よりも、「コメ」政策の方向と農協のあり方をまず確立すべきであろう。いづれにしてもJA、経済連、全農のB/S、P/L、関係会社概要等の説明を求めることが前提。

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化する中での農協のあり方について

大型小売（ナショナルチェーン）の優越的地位（欠品を許さない等）についての説明。

食品の安全安心と国内生産への信頼の実態。

2 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

上記のように、農協自体の流通供給システムと現在の大型小売やコンビニを中心とする販売体制をどう関連させるか。

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立（組織・事業の効率化、スリム化 等）

最も重要な課題。

(3) 農協と農林水産行政との関係

（市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務・補助金交付の実態の検証 等）

コメの問題。行政代行的業務の実態調査等（コストを含めて）。

1. 総論

(1) 論点の整理の仕方について

(2) 農協を巡る社会環境が変化する中での農協のあり方について

JA をめぐる社会環境の変化については以下の3点が重要な課題であると認識している。これ他の課題に対応するためには、JA 改革を断行し、消費者信頼され、「農業」と「地域」に貢献する JA となる。

①食の信頼性の危機

BSE 問題、食品の偽装表示問題、輸入野菜を中心とする残留農薬問題等を通じて消費者の食に関する信頼性が揺らいでいる。

②農の基盤の危機

農を支える担い手の減少が続いており、平場地帯での耕作放棄が見られるなど、農の基盤が揺らいでいる。また、法人経営の JA 離れが見られ、それが JA 批判の象徴となっている。

③JA の組織・経営の課題

正組合員の高齢化が進展しており、JA の基盤が大幅に変化している。長期化する不況とデフレ基調のもとで JA 経営も急速に悪化している。とりわけ低金利の継続と競争激化の中で信用・共済に依存した経営が困難になっている。

2. 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

農産物の生産流通体制の見直しについては以下の3点を重点実践事項として取り組みはかっている。

① 安全・安心な農産物供給のため、消費者・学識経験者・生産者等による「経済事業刷新委員会」の報告を受けて、その具体的実践のための JA グループの自主的な行動基準を策定・実践する。

② 消費者のニーズを把握し、消費者が求める農産物を生産するというマーケ

ット志向の営農指導を実施し、JAの販売・企画機能の抜本的強化をはかる。

- ③ 農の担い手が不足する地域においては、地域の農業者と連携しつつJA自らが法人の育成をはかる。また、大規模・法人経営については多様なサービスの提供を実現する。

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立（組織・事業の効率化・スリム化等）

JAの健全経営のため以下の3点を重点実践事項として取組みをはかっている。

- ① 広域JA—連合会という組織2段の体制のもとで最も効率的な事業展開が実施できるよう、広域での機能再編や分社化、協同会社の再編など事業機能の再編に取り組む。
- ② JAグループの職員については、平成7年以降5万人削減を取組んできたが、平成13年で43千人を削減。今後も事業の「選択と集中」、アウトソーシングを進め、事業別の独立採算を確立すべく要員の見直しをはかる。
- ③ 組合員や消費者・地域住民に開かれた組織風土、職場風土への転換をはかり、それらの人の声を聞き、それを事業に反映することにより、創造的な事業展開をはかる。

(3) 農協と農林水産行政との関係

公平な競争条件の確立が必要であるとして、独禁法の適用除外の問題が提起されている。

そもそも、経済的弱者である農業者や中小事業者や消費者が協同組合を組織し、市場における有効な競争単位となることにより、市場の公正かつ自由な競争の促進に貢献することができるとの理由から、独禁法の適用を除外している。

ただし、現行でも、①不公正な取引方法を用いる場合、②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合、については、協同組合についても独禁法が適用されている。

産地の育成や安定的な農産物供給のため、JAグループでは①運賃等の共同計算を実施したり、②価格暴落を防止するための生産・販売調整を実施している。

また、購買事業においては、組合員からの予約をとりまとめ、メーカーとの価

格交渉や運賃等の共同計算を実施している。

現在このような事業システムについては協同組合の行為として独占禁止法の適用除外となっているが、適用除外の制度が廃止されると、個々の行為について「実質的に競争を制限していないか」の判断が求められることになり、共同経済事業が実施できなくなる恐れがある。

JAグループとしては、現行法制のもとで、協同組合の共同経済事業と競争環境の整備は十分であると考えており、独禁法制度の見直しは必要ないと考えている。

1. 各論として設定されている「論点」を見ると、「改革の方向」というような意味での「論点」が想定されているようだが、その前に「現状の農協のもつ問題点とは何か」についての論議が必要ではないかと思われる。生協も同じであるが、そもそも協同組合組織の出発点は「組合員のために」という点にある。先ず今日の農協が「農業者のために、どれだけ役割を果たしているか」を問い直すことが大切だと思う。BSEの国内への伝播を防ぐために、その感染経路を解明するために、あるいは、無登録農薬の流通や使用を防ぐために、政府の責任というだけでなく農協自身が如何なる役割を果たしたのか、同種の問題に今後如何なる役割が期待されるのか。それは「消費者ニーズのため」というよりも先ず、他ならぬ「農業者のために」こそ明確にしなければならない問題点ではなからうか。
2. また、論点整理の前提問題として、「農協改革」といったテーマについては本来農協自身が方向を示し、組合員たる農業者をはじめ国民に理解を求め、説明する責任を果たすことが必要だという点がある。1995年、国際協同組合同盟（93カ国、7億人以上）は新たに協同組合の運営原則を改定し、「自治と自立」の原則を掲げた。これはソ連邦をはじめ社会主義体制の崩壊を受けて、協同組合の国家からの自立と市場経済への対応を世界的に共通化出来るようになった背景からの原則改定であった。協同組合の改革は協同組合自身が主体的に取り組んではじめて実現するもので、今回の研究会の論議はあくまでも外部からの問題提起にとどまる。その点を十分に心得た研究会報告にしていく必要があるし、農協自身の改革構想の策定を期待したいと考える。
3. もうひとつ、「現状の問題点」や「改革の方向」を論ずるにあたっては、「一般的、大多数の農協のもつ問題点」と「連合会、系統のもつ問題点」をはっきりと区別して整理することが必要だと思う。単位農協の中には、新しい時代を担う農業者を育て、消費者の支持を集め、効率的運営を行っているところが少なからず存在することは、誰もが認める。では何故、それが多くの農協に広がらないのか。どうすればそれを大勢にできるかという問題と、連合会、系統のもつ固有の問題とは分けし、整理して展開することが必要であろう。

4. 「社会経済環境の変化」を象徴するキーワードとしては、グローバル化、市場経済化、技術革新、高齢化と少子化、食生活の多様化と高度化など、数多く挙げられる。如何なる組織であろうと、これらの「変化」を無視しようとしたり、例外的な保護育成策に依存したりするだけでは存続は不能であろう。これら変化の切り口の中で、おそらく今日の農協にとっての最大課題は「市場経済化に如何に対応していくか」ではなかろうか。市場経済化の流れに沿いながら、農協の運動と事業を日本農業のため、特に担い手たる農業者のために如何に役立ち、貢献できるものにしていくか。食生活の多様化、高度化といった方向への対応についても、「市場経済化の下で」の進行であって、そうした消費者ニーズへの対応が不十分なままであれば、農業者も消費者も農協とは別ルートを探す努力を重ねて当然である。むしろ、そうした努力がスムーズに行えるよう制度整備し、その下で農協自身が自己改革を進め、行政はその改革を支援するという関係が必要ではないかと思う。

1 総論

(1) 論点の整理の仕方について

原案に対して意見無し。

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化する中での農協のあり方について

今後、勉強したい。

2 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

青果物は、消費ニーズの変動に対して農業生産が短期的には対応できないという基本的な特性があるので、農協の消費者ニーズへの的確な対応には難しい面があるのは事実。(週末の量販店のオーダーが平日の2倍以上になるなど、自然相手の生産、供給面の対応に難しさがある。)

青果物卸売市場・卸売会社もこのような情勢に対応すべく懸命の努力を行っており、また自己変革に取り組んでいる。農協が消費者ニーズへの的確な対応を行うためには、青果物に関しては、このような卸売会社との緊密な情報交換を行うことが基本的な対応として有効と考える。

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立

(組織・事業の効率化、スリム化 等)

経済事業としては、組織・事業の効率化、スリム化は当然の前提。

経済事業以外の地域社会の維持等の役割、機能を果たしていることに関しては、経済事業の収益により賄うのではなく、他の対応が可能か否か検討すべきと考えられるが、なおよく検討を進める必要があると考える。

(3) 農協と農林水産行政との関係

(市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務、補助金交付の実態の検証等)

行政代行的な業務としてどのようなものがあるか必ずしも承知していないが、行政代行業務を行っているとするならば、行政から代価の支払を受けるか、代行業務を行政に返上すべきと考える。

また、補助金交付の実体が必ずしも明らかではないが、一定の政策目的を達成するための事業主体としてはどのような者が好ましいかを検討するのが筋ではないか?

何れの問題も、長年の経緯があるものであり、また地方の行政制度をどうするかとも関連する問題と思われるので、総合的な検討が必要と思われる。

1、総論

(1) 論点の整理の仕方について

農協の改善・改革を話す前に、日本農業のあり方を考える必要があると思います。

イ. 健康と環境が、企業・国家が存続していくうえでの重要なキーワードである時代背景を考えると、「食」が今以上に、重要なポジションを占めるようになり、日本農業のあり方と農業の重要性が見えてくるはずです。

(医療費 30 兆円を削減できるのは、農作物)

ロ. 輸入農産物に対抗し互角に渡り合い、健全な日本農業を育てるとの観点に立つと、政・官・民のあり方と生産者・流通・行政の役割が見えてくると考えます。

イ. ロ. を考えていけば、日本農業の健全な姿が見えてくるはずです。

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化する中での農協のあり方について

儲かる農業をいかにして確立するのか

イ. 色、形の評価から中味の評価基準のしくみづくり

ロ. 自由競争の原則導入

ハ. 日本の生産者に危機感を持たせるため、外国農産物の積極的な輸入

ニ. 農協離れの促進をはかることにより、農協組織は自然に活性化

2、各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農作物の生産・流通体制の見直し

消費者ニーズとは何かを考える前に、野菜・肉・魚・米・ソースとはいったい何かを考える事が必要であると思います。

例えば、日本人にとってキャベツとは何か。

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立

(組織・事業の効率化、スリム化 等)

農協に危機感を持たせることが必要であり、危機感を持てば健全な経営に近づく能力はすでにある。

(3) 農協と農林水産省との関係

(市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務、補助金交付の実態の検証)

①日本農業が健全でなくなり始めた原因について

- イ. 生産者に対する平等性 … 共産主義的発想
- ロ. 生産性の重視
- ハ. 色・形にこだわり、中味を無視

②健全な農業にする為の対策

- イ. 生産者のあり方 … 土・水の改良
- ロ. 流通のあり方 … 中味の評価をきっちりとし、生産者と消費者を中味数字でつなぐ。(啓蒙活動)
- ハ. 行政・国の役割 … 農産物の中味情報の作成と情報の開示

③補助金交付は生産者・流通・消費者による第三機関によって行う。

1. 総論

(1) 論点の整理の仕方について

論点の整理の仕方について異論はない。

(2) 農協をめぐる社会経済環境が変化する中での農協のあり方について

農協の基本的役割は、地域の農業生産の活性化を図ることにあり、これを通じて地域の活性化も実現されることになる。農協が組合員に信頼される存在としてこうした役割を果たすためには、選択と集中の観点から、農協組織・経営の合理化、営農指導事業の強化こそ必要ではないか。

2. 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

消費者ニーズへの的確な対応の観点からは、農協の営農指導事業において、生産技術指導とともに、今後は、経営指導が重要ではないか。経営指導においては、マーケティング機能を備え、研究開発・生産から販売までの一貫した取り組みが必要ではないか。

また、急速に進行する高齢化の中で、後継者の不足、耕作放棄地の増加などの問題が生じているが、個々の農家の後継者ではなく地域としての農業の後継者を育成する方向で、農協こそが、積極的な役割を果たすべきではないか。さらには、農協（単協）自身が農業経営を行うことも考えられるのではないか。

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立

組合員の農業経営に直接関連する農協の販売・購買事業については、協同組合のメリットが組合員に還元される体制が確保されなければならない。農協の経済事業は、民間企業に比べ、税制・独禁法・政策金融などの面で優遇されているにもかかわらず、必ずしも業績がよいとはいえない状況にある。組合員へメリットを還元する観点から、経済合理性に沿った農協経営を行うため、人員の調整、施設の合理化・効率化、物流の合理化・効率化が不可欠ではないか。また、農協の経営管理体制についても、有能な経営者を確保する必要があるのではないか。

これとの関連で、農協の経営の全体像を把握するために、貸借対照表、損益計算書、資金運用表、とその内訳（事業別、製品別、費用項目別等）を単体・連結で過去 5 年間分を資料として準備する必要がある。併せて、農協が出資する様々な法人の実態（数、資本関係、経営指標等）についても資料を準備する必要がある。

（3）農協と農林水産行政との関係

農協は、さまざまな農林水産行政の施策の実施において、重要な役割を果たしており、わが国農政のかけがえのないインフラとすることができる。しかし、行政の実施主体としての役割の増大とともに、本来の農協の果たすべき役割について十分な対応ができなくなっているのではないか。まずは、農林水産行政との関連で農協が行っている業務や補助金交付の実態を洗い出し、今後の議論の基盤を形成することが重要ではないか。

また、市場における競争条件の確立の関係では、問題を指摘する向きも多いコメの流通市場も含めて、独禁法の話を委員全員で一度聞くことが有効ではないか。講師として、独禁法の権威で農政にも詳しい、慶応義塾大学法学部の田村次朗教授を推薦する。

1 総論

(1) 論点の整理の仕方について

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化中での農協のあり方について

J Aは組合員により構成された経済団体であるため、環境変化への対応は、敏感でなければならない。

そのため、3年毎に全国大会を開催してJ A改革の方向を打ち出し、現在は、その改革の実践に取り組んでいるところである。

また、農水省も一昨年に農協改革について、事業組織の検討が行われ、それを踏まえて農協法が改正されJ Aバンクシステムが確立された。

それは、食料・農業・農村基本法の制定を踏まえて農協の新たな役割への期待、ペイオフ解禁を控えた信用事業の健全性確保などが中心であった。

しかしながら、J Aグループとしても、第22回J A全国大会決議事項のうち、経済事業改革が遅れているという面はあるが改革の方向づけはされているので、組合員のニーズに応えられるようこれを加速させなければならない点は認められる。

2 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

J Aは、食料の安定供給を果たす責任があり、またそれを果たしてきた。

そのため、環境に優しい持続的農業の発展や、J Aの環境保全への取組みを強化するとともに、消費者や国民のニーズを把握して安全性の高い農産物を生産していく必要がある。

流通体制については、品質を高め、ブランド化を図り、ロットを大きく販売先市場を集約して、輸送コストを削減すべきである。そして、消費者に計画的安定的に出荷することである。

(2) 消費者・組合員の期待に応える健全な農協経営の確立

(組織・事業の効率化、スリム化 等)

組織運営体制については、早急にJ A合併を強化すべきである。合併して大型化すれば、管理部門のスリム化、事業内容の専門性・迅速性が要求され、事業の効率化が図られる。

そこで、一定規模以上(組合員又は事業量)のJ Aに対しては、経営管理委員会の義務化を図るべきである。

そして、J Aの自己責任のもとでの的確な事業運営をするためには、財務の健全性、職員資質の向上、組合員の積極的なJ A事業への参加、消費者の農業に対する理解と協力を得ることである。

また、組合員の期待に応える事業の効率化・スリム化を図るためには、販売コストの引き下げ、集出荷施設の統合、作物別ロットの拡大、販売資材の仕入れのスケールメリットと集出荷業務の統一化、さらには、輸送の一元化を図るとともに農産物のマーケティングを強化する。

さらに、生産資材のコスト引き下げを図るためには、仕入れの一元化を図り、在庫管理を徹底する。さらに、予約購買を基本として、配送は、運送業者委託方式とする。

取引方法によっては、値引価格を設けまた、大口奨励措置を講ずる。

(3) 農協と農林水産行政との関係

(市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務、補助金交付の実態の検証等)

独禁法の適用除外は、経済的弱者である農家や消費者、中小企業などが団結して集団の力で大企業と対等に交渉することを認めたものである。

そのため、JAは、生産資材の協同購入、出荷調整や生産調整などは、独禁法の適用を受けない。

しかしながら、JAといえども不公正な取引や競争を制限して価格をつりあげることには独禁法違反となる。独禁法の精神は、農協法の精神と合致するものである。

行政代行的業務としては、水稻の生産調整業務を市町と一体となって行っている。

補助金交付は、市町村よりJAあて交付されるものとJA経由で生産者に交付されるもの(みかん改植事業・畜産施設リース事業等)があるが、後者は極めて少ない。

1 総論

(1) 論点の整理の仕方について

改革に対する必要性を自分の問題として認識しないかぎり、改革を実現することはできない。その自覚ができれば、問題をそれぞれが考えるはずである。論点は自然に明確になると考えられる。

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化中での農協のあり方について

農協自身の問題であり、それを自覚しないかぎり本当の回答は出てこない。

それを誘導するためには期限を切って例えば3年後には役所からの依頼と補助援助を取りやめることを明言して、対応を迫ることが必要。もはや国家には財政難から従来の方針を維持することは不可能である。人的にも資金的にも大転換が必要となっていることから必然的な転換であることを明確にしなければならない。

2 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

役所ならびに役所的な考え方では無理。これこそ一般的な経済取引であり、民間の業者に任す以外にない。(役所には役所としての役割があり、それを遂行する為には別の重要な哲学があり、その基本はこのような対応とはかけ離れていると考えられる)

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立

(組織・事業の効率化、スリム化等)

農協が自分で考えるべきことである。それを考えるためにそれぞれの農協の責任者がいる。それぞれの農協に任せるべきである。立派な人を高い給料で雇うことができるだけの大きさの農協でなければ農協として成り立たないであろう。

(3) 農協と農林水産行政との関係

行政が親切すぎる。結果として人が育たない。

行政は手を引くべきである。対応できないところは大きく落ち込むであろう。仕方がない。それを経て初めて力強く立ち上がる農協が出てくる。そこが真に社会のためにお役に立つ農協となる。

政府には資金がなくなっている。役人の数も大幅に削減しなければならない。きめ細かく行政を続けることは到底できない。最低限の行政に転換するべきである。もちろん補助金なども大幅に減少する。そのために農政も自由化せざるを得ない。そこを念頭において、最低限として守らなければならない線を確保し、それ以外はそれぞれ自主的に行動させることに転換するべきである。

1 総論

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化する中での農協のあり方について

① 地域農業を支える農協

社会経済環境が変化し、農業そのものが弱体化している中でも、家族経営農業を中心とした地域農業を支えることは農協の第1の役割と考える。

特に最近の食の安全に関する課題が山積する中では、食糧生産の原点に帰り安全・安心を消費者に届けるための早急な体制づくりが必要である。

② 地域の暮らしを支える農協

地域の暮らしの中で、「地産地消」により地域住民に安心な食を提供することはもちろんだが、特に高齢者と子どもについてその役割は大きい。

高齢者については、福祉事業としてだけでなく、直売所、加工所等において経済的利益、やりがいのある生活というサラリーマンとは違う新たな価値を生み出している。

また、子どもについては、食農教育が心身の成長に大きな影響を与えている。

③ 農協の機能的運営と組織強化

農協の合併が進んでいるが、必ずしも機能的運営に結びついていない場合がある。地域に立脚した柔軟な運営とともに、正組合員の減少・高齢化という組織基盤の弱体化を乗り越えるため、女性・若者を積極的に組合員に迎え、JA運営への参画を促進し、多様な意見で組織強化を図るべきである。

2 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

消費者の安全へのニーズに応えるために、生産履歴記帳運動などに取り組むことはもちろんだが、あまりにも生産と消費の場が離れてしまい不信感が募っている。消費者に生産現場や農産物の正しい情報が伝わるような情報発信を強化するべきである。

(2) 消費者・組合員の期待に応える健全な農協経営の確立(組織・事業の効率化・スリム化等)

組織2段階制に移行したのだから、その効果が組合員段階で実感できるような効率的な事業運営体制を要望する。

生産者だけの閉じた組織という印象があるので、地域住民に対してもっと積極的に働きかけを行い、開かれた動きのある組織を目指す。

(3) 農協と農林水産行政との関係（市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務・補助金交付の実態の検証 等）

現在提起されている独禁法の問題については、農業者が組織している協同組合の根本を否定するものであり、適用除外は当然と考える。

農林水産行政は国民への安心・安全・安定的な食料供給という重大な任務があり、規制緩和という流れのなかでも、命と健康にかかわる食と農の問題については、行政の責任ある関与が必要である。

補助金については、使い勝手の煩雑さなどが指摘されているので、実質的で有効な方法と手続きへの改善を要望する。

1 総論

(1) 論点の整理の仕方について

(2) 農協を巡る社会経済環境が変化する中での農協のあり方について

協同組合組織自体が問題ではなくて、各組織が、いかに、現在の社会への対応を行う事が出来るか否かが問題なのであって、そこを押さえるべきである。

組合員、消費者、職員、経営者のスムーズな情報の流れを実現することが肝要ではないか。

2 各論

(1) 消費者ニーズへの的確な対応を可能とする農産物の生産・流通体制の見直し

生産と消費は、卵とにわとりの関係であると思う。
相互ニーズの把握と信頼関係の構築が急務である。

(2) 消費者・組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立 (組織・事業の効率化、スリム化 等)

組合員に軸足を置いた農協経営であるべき。
組合員も消費者である。

(3) 農協と農林水産行政との関係

(市場における公平な競争条件の確立、行政代行的業務、補助金交付の実態の検証等)

パートナーである事は事実であるし、今後も続くと思われる。しかし、過度の相互依存体質になってはいけない。

両者、襟を正すべき。

- ・ 農協は農業者の協同組織である以上、その存在理由は農業者の所得向上を図り、その地域農業振興の中心として地域をリードしていくことである。
- ・ 生産資材(肥料・農薬・農機具等)の低コスト化が進まないのはなぜか。生産農家自身も、私たち消費者が、例えば家電製品の安いところを探す、値下げ交渉をする、などと比べて生産資材の低コスト化を農協に対して厳しく求めないのではないか。
- ・ JA グループでは、農協改革について、さまざまな検討が行われていると思うが、会議の公開、透明性は確保されているのか。
- ・ 農協改革の認識が不十分ではないか。農協改革の必要性、危機感が農家組合員に伝わっていない。
- ・ 各地域で農協の合併が進んでいるが、合併によって大きくなることが目的ではない。合併による効率化等をフォローアップして評価していくことが必要。
- ・ 購買事業も本気でやる気があるのか。農家組合員も自分たちの組合として育てる気があるのか。
- ・ 偽装表示は健康に関わる食品を扱っているとの自覚がない。
- ・ 商品は欠品があり得ることを消費者と話し合って理解を得ることが必要である。
- ・ 無登録農薬の販売・使用が問題になっているが、42 都道府県販売業者数 150 業者、購入農家数 2369 戸に及ぶ。農協が販売に関わっているとは言語道断である。使用した農家に罰則がないのも納得できない。
- ・ 消費者は鮮度と安全性への期待から、少々値段が高くても国産の農産物を望んでいる人が多い。その期待に答えて欲しい。
- ・ 農協の役員にもっと女性を増やすこと。女性も積極的に行動して欲しい。
- ・ 農協に対して独禁法の適用除外が問題となっているが、適用の必要を主張するのであれば、納得できる明確な理由を示すこと。
- ・ 有機農業、環境保全型農業に農協として積極的に対応すること。